**令和２年度研究助成の募集について**

**公益財団法人石井記念証券研究振興財団**

**募集（Ⅰ）　研究者への助成**

**１**．大学及び研究機関において、金融・証券に関する研究調査(法学系も含む)を行う５５歳未満の研究者またはそのグル－プ

**２**．過去に本研究助成を受給した研究者も、再度の助成申請ができる。但し、募集要項及び誓約書を遵守し、研究結果の公表がなされた研究者に限る。

　　　　　　助成金額　１件につき７０万円以内

但し、特に必要と認められる場合は、１３０万円

の範囲内で助成を行う。

**募集（Ⅱ）　大学院生(博士後期課程)への助成**

1. 金融・証券に関する研究調査(法学系も含む)を行う博士後期課程の大学院生

　　　　　　助成金額　１件につき３０万円以内

**令和２年度研究助成募集要項【 研究者 】**

１．研究助成の趣旨

この助成金は金融・証券に関する有益な研究調査(法学系も含む)を行う者に対して、財政的支援を行うことにより、その理論的実証的研究活動の振興をはかり、もってわが国金融・証券市場の一層の発展に寄与することを目的として給付する。

２. 助成対象者

助成の対象は大学及び研究機関において金融・証券に関する研究調査を行う研究者またはそのグル－プとする。但し、令和２年９月３０日現在の年齢（グループの場合は、代表者の年齢）が、５５歳未満であることを条件とする。なお、会社法や金融商品取引法等の資本市場における法律・法制度の研究も助成対象とする。

３．対象の研究テーマ

助成対象の研究テーマは上記の趣旨に適い、令和４年３月３１日までに研究が完成するものとする。

４．助成金給付の金額及び件数

研究調査１件につき７０万円以内。但し、特に必要と認められる場合は、

　　１３０万円の範囲内で助成を行う。助成件数は約１０件とする。

５．申請の手続き

　　本財団所定の申請書に推薦者の推薦書を添えて提出する。

（1）提出期限

令和２年６月２５日（木）

（2）申請書提出(問い合わせ)先

〒103－0025　東京都中央区日本橋茅場町１－１３－1４

公益財団法人石井記念証券研究振興財団 事務局 TEL 03-3667-5898

６．助成金受給者の選考方法

(1) 助成金受給者の選考は、研究助成等選考委員会が行う。申請書の審査にあたり、委員会において研究実施計画の説明を求めることがある。

(2) 選考委員会の審査の結果、書面により助成金給付の可否及び給付金額を

財団理事長から申請者・推薦者に通知する。

　　　　　研究助成等選考委員会委員

　　委 員 長　若杉　敬明　　東京大学名誉教授

　　副委員長　石井　　登　　立花証券株式会社取締役社長

　　委　　員　岩原　紳作　　早稲田大学大学院教授

　　委　　員　熊野　剛雄　　専修大学名誉教授

　　委　　員　柴垣　和夫　　東京大学名誉教授

　　委　　員　土屋　卓洋 立花証券株式会社元取締役副社長

７．助成金受給者の義務

研究助成金を受給した研究者またはグループの代表者は、受給年度末（令

和３年３月３１日）までに研究活動の経過を、翌年度末（令和４年３月３１日）までに研究結果並びに支出の概要を、本財団所定の書式により報告しなければならない。また研究調査完成後１年以内に研究結果を著書として刊行するか、または学術誌に公表しなければならない。

研究調査の成果の発表に際しては、公益財団法人石井記念証券研究振興財団の助成金を受けた旨を、明記しなければならない。

上記の義務を履行しない場合は、研究助成金は返還しなければならない。

**令和２年度研究助成募集要項【 博士後期課程大学院生 】**

１．研究助成の趣旨

　　　【 研究者対象の令和２年度研究助成募集要項 】の趣旨に準ずる。

２. 助成対象者

博士後期課程の大学院生とする。

３．対象とする研究調査

金融・証券に関する研究調査(法学系も含む)

４．助成金給付の金額及び件数

給付金額は１件につき３０万円以内、助成件数は数件とする。

５．申請の手続き、選考方法

研究者対象の研究助成に準ずる。

６．助成金受給者の義務

研究助成金を受給した大学院生は、受給年度末（令和３年３月３１日）

までに研究活動の経過を、翌年度末（令和４年３月３１日）までに研究結果並びに支出の概要を、本財団所定の書式により報告しなければならない。

上記の義務を履行しない場合は、研究助成金は返還しなければならない。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上